

◎副議長（竹内吉三郎君）

休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続けます。

議長が所用のため退席いたしましたので、私が議長席に着きました。よろしくお願いたします。

次、2番与口登美夫君。

〔2番与口登美夫君登壇〕

◎2番（与口登美夫君）

それでは、代表質問をさせていただきます。

公害対策と市の姿勢について市長にただしたいと思います。公害が全国的に多発し、重要な政治課題になっている現在、柏崎も原発という大きな課題をかかえまして、公害への関心、あるいは対策というものは、市の重要な課題といえると思います。以下述べる諸点について、現行制度下で処置できる事項についてはただちに処置を講ずるとともに、処置できないものはできるような体制に予算の処置を講じ、緊急に公害防止体制の確立に市長は立ち上がるべきではないかと考えております。あと、逐条ごとに申し上げます。

第1点。施政演説の中で市の機構を、衛生関係の中で公害係というものを設置するというふうに出されておりますけれども、先進工業地域の轍を踏まないためにも、柏崎はいまのうちにやはり対策を打つべきではないかと考えております。現状の片手間な市政機構を転換して、専門課長を長として、公害課を独立新設すべきである。そして、専門スタッフ、そういったものをそろえなければならないというふうに考えております。

それから、2点目。企業の公害責任というものを明確にするために、企業にもやはり防止体制、あるいはまた公害担当の総括責任者というものを設置をさせるというものを、行政指導の中でやはり指導してゆくべきであると考えます。

3点。市の公害監視体制、あるいはまた柏崎市の中における公害の実態というものを十分把握するためには、現状の設備、あるいは研究過程では、私はまだ……まだというよりも、全然なされていないというふうに考えておりますが、そういう分析体制とか、そういったものの整備を急ぐという形で予算の中に十分配慮すべきであるというふうに考えております。

それから、4点目。企業の公害体質の実態というものを、まあ先ほどいろいろあった中で、討論されておりますけれども、かなり、カンにたよって答弁しておるといような状況でございますけれども、これらはやはり、実態というものを正確に把握し、そして測定、点検をすべきだというふうに考えております。

5点。昨年6月に私のほうから公害対策協議会の設置の要望をいたしました。す早く市長のほうからその処置をとっていただきましたけれども、現在の諮問的な役割から、市長に対して勧告をできるくらいの権限、こういったものを与えて、住民の意思が十分反映するような体制に持ってゆくべきではないかと思っております。

それから、6点目。市長の姿勢の中に、あるいはいままでの中に、企業の進出に

ついて、新しい企業の進出を促すという政策がございますが、今後、こういった企業の進出に対しては、十分、公害を起こさないという形で、まず進出前に、そういった企業と市というものが誓約をかわすべきだと思います。こういう企業なり産業の場合にはどういう公害なり、あるいは有害なものが出るというものを基本につくっておいて、そういった場合にはこういう対策を先に打っておけば公害を防止できるのだというような、具体的なやはりチェック・ポイント、そういう表をつくっておいて、そして、各進出企業との間に、それらの問題を事前に対処するということが大切ではないかと考えている。

それから、7。まあ先ほどの質問の中にもありましたけれども、6月ごろ新しい政令の発表が行なわれ、そういう中で今後、企業が公害を出さないという形で施策をとってまいりますと、当然、その産業廃棄物というものが出てまいります。これの捨て場所というものを新しい法律の中で行政機関で指定させるというものに変わってまいります。逐次、各企業とも公害問題に対する設備をしておるわけですから、それらの産業廃棄物について、並行して、そういった姿勢を……もちろん、これは、それらの土地というものは企業側でやらなければならないわけですが、いずれにしても、行政機関でそれを指定してやらなければならないという問題があるわけです。これらに対処していただきたいと思います。

それから、8番目として、非常に柏崎の経済は、2次産業というものがかなり大きなウェイトで経済を支えておりますけれども、そのほとんどは零細企業であります。今後、零細企業の公害防止という点も、かなり住民側からも訴えられてまいりと思いますけれども、はたして、それに設備投資をしていかれるだけの能力があるかということになりますと、たいへん、能力という点については問題がある。したがって、特に公害防止という形で設備投資をやる場合については、行政面として、低利で、しかも長期の融資、あるいは融資ワクの拡大というものを市長は公害対策の一環として考えられないか。

9点目。まあ、裏日本の各都市においては、現状、下水道の完備されていない所がほとんどでございますけれども、一番、生活環境の浄化について柏崎市で遅れている点は、やはり、下水道の整備がなされていないということだろうと思います。そういったことで、早急に下水道の整備にも着手すべきだというふうに考えます。

また、10点目。農薬の散布が、空中防除という形で大量に薬品がまかれておりますけれども、これらがやはり、かなり問題視されていることは、ご承知のとおりであります。長野のあたりでもかなり論議されている問題ですし、柏崎の漁協からも、大散布のあと雨が降るといようなときには、大量に鯖石川、鶴川に農薬がはいて、魚が死ぬといような漁業組合のお話でございます。これらについて市長はどう対処されるのか、あるいは、どうお考えになっているかという点。

それから、11。せまい道路、あるいは柏崎の本町通りでも、最近の一方通行といようなことから、まず本町通りでは非常に駐車が目立ちます。その駐車している車の間から子供が出てくるいようなことで、非常に危険の度合いが高い。また、一方通行にしたために、従来、車があんまり通らなかった、それほど幅のないいような道路に車が多く走るいようになりまして、しかも、いようなせまい道路に駐車

をしているわけです。まあ駐車場、自動車小屋を持たないで自動車を買っておる方があるのかどうかわかりませんが、非常に駐車が目立ちます。それらがまた、せまい道路に通行量の増大を来たしておる。これらは、一方通行対策そのものに間違いがあったとはいえないけれども、その前に、かなり整理をしてかかる必要があったのではないかと。今後、そういった裏通りの整備、あるいは市営駐車場の建設等、そういった問題に対処してゆくというような点も、市民にとってはやはり公害だと思えます。

それから、1 2 番目。原発が非常にこれから日本海側に多く建設されるというような、いろいろの報道があるわけですが、やはり日本海側の人間としては、人々としては、温排水による影響であるとか、いろいろな不安を持っておる人もおりますし、さらに議会の中でも、反対という形でいろいろ議論をされている議員もおるわけですが、こういった点について、電力側は、公害を出さない企業なんだという説明を、いままで、かなり、やっておるわけですがけれども、もう議論が始まってから3年有余という、かなり長い期間がたっておるわけですがけれども、いまだに、これらの点については、沸騰水型になるものやら加圧水型になるものやら、全然、設計図、あるいは内容について、公表、あるいはまた市長に詳しく話してあるということをお聞きしていません。

公害に十分に対処するような姿勢があるならば、やはり、その辺、もう説明していい段階だと……「もう」どころでない、もうおそいと私は考えておるわけですがけれども、非常に、そういった、無公害の企業であるという姿勢と、実態のそういった面の発表から見ると、かなり問題があるのではないかとというふうに考えられます。これらについて市長に、どのように東電側といままでの過程の中で話されてきたかを聞きたいと思えます。

以上で公害対策については終わります。

次に、市長は柏崎市を一体これからどういう形で運営してゆくかという、成長政策についての点と、特に、ことし新しい問題として、観光で柏崎市をという形で、新年以来、活発に市長のほうからPRがあるわけですが、その点についてお聞きしたいと思うのです。市長は「自然への招待」という、非常に何か美的感覚に満ちたような題でやっておるわけですが、はたして、これが「自然破壊への招待」にならないものかどうか、お聞きしたいわけでありませう。

市勢の発展政策というものは、市の経済成長策をいかにやるかということにつながるということは、論をまたないわけではありますが、当市の経済をささえてきた1本の柱である米の生産問題は、さきに田辺議員がいろいろ論じられましたけれども、米の余剰とともに、減反、あるいは買入れ制限という形の中で、非常に大きく傾斜しようとしておる現状にあります。また、発展の一番大きなない手といわれる第2次産業、これらもまだ、ほんとうに市の経済をささえるというところまでいっていないというふうに考えております。しかし、最近のいろいろなマスコミの中で、産業の誘致というものは公害誘致といっしょだという世論、あるいはまた、一部住民の抵抗というものも予測される中で、産業の誘致というものはかなりきびしい面を私は迎えてくると思えます。

従来、市長はそういう形で、発展政策という形で産業政策というものを一番の重点政策として述べられてまいりましたけれども、過日の施政演説の中では、いままでよりもその基調がかなり薄らいできているということは、書かれてあるとおりであります。そこで、市長としてそれらの転換を、自然への招待という形で、観光面の第3次産業を市勢発展の打開策として登場させてきております。こういう中で、従来の姿勢と、この前の施政演説の姿勢というものがほんとうに変わったのか。あるいは、同じ施策の中でも、かなり生活環境の充実とあわせて、その辺の転換をはかってゆくのか、お聞きしたいと思うわけであります。

それから、観光という形で大々的にPRされておりますけれども、いわゆる自然への招待ということは、より自然というものを大切にする。市民の宝というところに、自然への招待というものが私はあると思う。その辺、観光行政そのものが外資導入の源をなし、あるいはまた、そういう形で経済発展を促す、あるいはまた市民のいこいの場となる、健全な児童の遊園地となるということは理解できますけれども、開発という名のもとに林道が観光道路になり、そしてハイキング・コース、中には、ものすごい車の殺到や人の殺到の中で、またモーターだとか、いろんな人工レジャー施設というものがどんどんできて、当初予想しないような方向に進んでゆく、そういう自然破壊の例というのが表日本では非常に多くあるわけです。したがって、こういう柏崎のような景勝地に人工レジャー施設というものを無秩序な形で林立させ、そして景観というものがむざんにこわされ、あるいは土砂崩れのあとというのが見えるというようなこと、そして建物というよりも、非常に風紀のあやしい、けばけばしいものが建ってくる。そして、静かな山の中にいろんな音楽が流れるというようなことが、他の都市に見られるわけであります。

市長の自然への招待の中に、米山林道、あるいは何々林道、谷根ダムと周囲の開発、民間資本の柴田観光による聖ヶ鼻一帯の開発、国民休養センターの誘致、北陸自動車道の誘致等、いろんな形で、かなりあの辺の様子がえが計画され、実現に近づいておるわけであります。安易な道1本というものが、いかに自然のバランスを崩す導火線になり得るか、なり得るわけではありますが、われわれは、観光柏崎という形には、市長として、柏崎の自然に合致した、そういう施設を建てる場合には、建物はあまり高層建築を建ててはいけないとか、あるいは風致に合ったかっこうにするとか、色、形、あるいはレジャーの種類にまで関与した計画を立てて導入してまいらなければ、たいへんなことになると思います。まあ、そういうことで、自然が保護されないなら開発はいらないと、私は断言をしたいと思うわけであります。市長の観光行政に対する所見をお聞きします。

次に、清水谷分校のことについて教育長にお聞きしたいわけですが、今回、冬季分校に落とすという語弊があるかも知れませんが、そういう話になっているんですが、各地で冬季分校の教員の質が問題視されている現状の中で、このたび、清水谷分校に本校からそういう教員を回すようなことをやるのか。へき地教員の定員増というものはかって、質というものが十分配慮があるのかどうか。そういう点をお聞きしたいと思います。

また、6年間、夏季、冬季に分かれまして、冬季分校の先生は冬季分校の先生と

いう形で、冬だけのお雇いみたいな形で置くということであると、本校における先生と、冬季の分校における先生と、1年に2回ずつ担任の先生が変わるわけですが、そういった交代などは、人間の形成あるいは教育指導上に与える影響というのは、複式以上に私は問題があるのではなかろうかというふうに考えます。

また、夏、本校に通う場合に対しても、通学バスを出すとはいいながら、1年生から6年生までいっしょに運ぶ場合については、下校時が高学年、低学年、いっしょでないわけですから、低学年の生徒がその場で親のもとに帰れないというようなことにならないのかどうか。そこらの待ち時間というものを、十分、そこまで先生が立ち入ってめんどろを見ないと、私はやはり、それを非常にまた問題が出てくるというふうに考えられます。

それから、まあ毎日、通学バスで子供を運ぶわけですから、バスの道路が危険であるとか、あるいは穴があるとかいうことで、ゆすられるというような、かなり私は、低学年の6歳、7歳の子供には疲労感を与えたいと思う。そういう点で、通学バスで運ぶという形に持ってゆくならば、道路をどのように直すのか、あるいは舗装まですでに考えているのかどうか、その辺、お聞きしたいと思うわけでありませう。

合理策の中にも、やはり、へき地児童に対する教育の理念というものを教育者として忘れるべきでないということを訴えまして、質問にかえたいと思うわけでありませう。

◎副議長（竹内吉三郎君）

市長。

〔市長小林治助君登壇〕

◎市長（小林治助君）

与口議員にお答え申し上げます。

公害対策につきまして具体的にずっと質問をいただいております。

機構の新設、専門課長、専門スタッフ、こういうのでございますが、これは先ほどご説明申し上げましたように、衛生課に専門の公害係を設置したい。それから、そのスタッフというのは、すぐには養成できませんが、たまたま新採用の中に獣医師の免許を持っている大学卒業生、これを1人新しく配置をしたい、こう考えております。

なお、ご参考までに申し上げますと、逐次、こうした機構、あるいは専門スタッフの設置などは、そのほうに向かって進まなければなりません。ただいまのところは衛生課に公害係を置く。と同時に、また、衛生課の中には水質を分析する、し尿処理の中に、そういうまあ、ところもございませう。その辺は十分ひとつ活用をしてまいりたい、このように考えております。なお、衛生課に係長を置きますが、同時に補佐級の拡充等も今後の問題として考えていきたい。こんな考え方でおります。

それから、企業の公害責任、担当部門設置の行政指導についてはどうか。これはお説のとおり。同感でございませう。これはまあ、そういう方向でひとつ企業とよく

ご相談を申し上げ、また、ご勸奨も申し上げるようにしていきたいと考えております。

3番目の市内の公害の実態の把握等について、ひとつ、もっと充実するように、ということでございます。これも、与口議員が昨年度提案された公害防止協議会、この辺の組織をさらに、民間の専門の方のご加入もお願いしたほうがよろしいのではないかと。この辺も今後、前向きに検討していったほうがよろしい。そして、できるだけひとつ、そういう実態の把握につとめてまいりたいと思います。それから、いろいろ測定器とか、いろいろな器材の購入なども逐次整備をしつつございます。

公害対策審議会、これはまあ協議会でございますが、これに市民に対する勧告という、そういう仕事、そこまでやったらどうかということについては、これは運用の問題でございまして、積極的にひとつ協議会で取り上げて検討し、さらに、それを事務担当の関係のところそれぞれ移しまして、これを現実の煮つめをやりながら、そして、それを市長のほうに建言していただく、この辺は非常にいいことだと思いますので、そういう運用を考えていったほうがよろしいと考えております。

それから、進出企業と公害に関する誓約書をとるべきではないか。これは、最近まいりましたものでは、シルバー精工がございまして。これはまあ実態をいろいろ調べてみますと、全然公害は出ないということで、誓約書はとりませんでしたけれども、しかし、今後、企業を誘致する場合は選択をすべきだという、そういう立場に立って、われわれは工場誘致をはかりたいと思っています。工場を誘致するにあたっては、事前にその誘致しようとする工場をよく調査して、そして問題点があるならば、先方で進出を決定することになりますれば、当然、公害のないように、お互いに協定書を取りかわすなり、あるいは、こちらからいろいろな要求を、注文をつけるなり、とにかく企業とよく話し合い、合意を得て、円滑な誘致をはかりたい、このように考えます。

それから、廃棄物の指定場所の問題でございまして、これは公害法にも示されておりますとおり、廃棄物を捨てる場所の指定は知事の権限になりますので、この辺は県とよく連絡をとりながら対処するようにしていきたいと思っております。

それから、中小企業の公害防止の投資に対する金融対策でございまして、これはまあ、ご案内のとおりでございます。中小企業の公害金融面においては、国では産業公害防止施設貸付金、あるいは中小企業金融公庫の産業安全衛生施設等貸付金、国民金融公庫などがございまして。また、県にも、こうした中小企業に対する公害施設の貸付金については2制度を持っております。当市といたしましては、先般ご説明申し上げたつもりでございまして、旧来の融資ワク1億3,600万を4,000万ふやしました。45年度1億3,600万の預託金を4,000万増額をして、約1億7,000万に持っていった。そして、当地域の金融機関といろいろ折衝しまして、これの4倍のワクを設定してもらおう。なかなか骨が折れたわけですが、4倍ということで、6億8,000万のワクを持っております。そのうち7,000万については、特に中小企業の公害防止施設等の融資ワクとして設定をする。これらはまた、申し込みがよけいになって、不足になるようでありましたら、その時点

において考えるべきものと思います。一応7,000万のワクを想定している、こういうことでございます。

それから、下水道の整備、これはお説のとおりでございます。2年間で調査をやって、3年目から事業導入をはかりたいという計画でございます。

農薬の空中防除と公害中止申し入れということでございます。この辺については、農薬でドジョウがいなくなるとか、いろいろ問題があるようでございますが、いま使っておる空中防除の農薬はスミチオンという比較的低毒、毒性の低いものでございます。45年度から特に農薬については農薬取締法、農薬安全使用基準、それから農薬残留許容量制限等の法規による規制等がございます。これをやはり十分ひとつ守ってもらうということで、一般に毒であるというふうには考えられていないということでございます。

それから、一方通行の問題でございますが、おっしゃるとおり、一方通行をやる前に諸準備をしておくべきではないか、これはまあ、お説のとおりでございます。しかし、私どもは、いまの一方通行をやって、そうして、せっかく一方通行をやったのに、露天駐車が非常によけいにある。その間から子供が飛び出して交通の災害にあるというがごときは、これはやはり取り締まり、あるいはお互いの注意によって防げるのではないか。一方通行をやったことによって、事故は非常に減っている。しかし、その半面、裏通りに今度は非常に自動車が多くなっている、こういうことでございますが、この辺も、裏通りの駐車場も、せまい上に駐車がある。これでは裏通りの交通が不安全ではないか。これもそのとおりでございます。しかし、これも、法規の上からいけば、右側3.5メートルだけはあけておかなければならないことになっているわけです。この辺もやはり、お互いが法規をきちんと守ってゆくような、そういう心構えがありませんと、施設だけで解決できるというものではございません。施設の整備と、それからお互いの心構え、そういうものが両々相まって解決をはかってゆかなければならない。なおまた市営駐車場の問題も、かねての問題でございますが、ことしはひとつ日石の裏側あたりに、これは駅前広場の拡張、東駅通りの道路の設計等もございます。ここらあたりはひとつ、農地買い上げの問題もございますので、ガスの裏側あたりに駐車場も考えてみよう、こういうことで、大体その方向で手当てをしたい、用地の手当てをしたい、こういう考え方に立って、いま仕事を進めております。これはまあ、そのほか、一般の住民の方々が駐車場を作りたいという場合には、これもやはり制度金融等で援助申し上げるという、そういう制度等もやっておるわけでございます。これらはいろいろな施策を総合いたしまして、交通安全の問題は実施をしてゆくということにしたいと思っております。

それから、原発と温排水の問題でございますが、先ほどのお話のように、この問題については、もうすでに2～3年にわたって、いろんな解説、説明等がございます。沸騰水型にするか、加圧水型にするかという、このような話については、一応、東電側としては沸騰水型を考えております。しかし、これはご案内のとおり、46、47年……47年着工の予定なんです……5、6と十分な調査をやって、その上で設計に取りかかるという、そういう運びになるわけでありまして。多少、仕事が遅

れているようでございますが、そういう点で調査中でございます。そういう調査が十分行き届いた上で設計段階にはいる。その時点において、これは当然明らかになるかと思えます。この辺の経緯について、私の足りないところがありますれば、担当のほうからまたお答えをさせます。

それから、観光計画でございますが、おっしゃるように、自然を愛する心というのがないと、自然の保護育成というのは、なかなか容易ではございません。そういう点で、残念ながら、日本では公德心というのが外国に比べると比較的薄いという、そういう話をよく聞いております。したがって、ピクニックにまいりましても、あるいは山登りにまいりましても、ごみは散らかしほうだいというようなことで、その土地の方々が非常に困っている。そういうために地域で特別にごみ集めをしなければならぬ、こんな話をよく聞くわけでございます。したがって、そういう自然を愛する心というのは、やはり国民ひとりひとりが自覚をして、そして、これはみんなのものである、そういう自覚の上に立ちませんと、そういう気持ちのいい自然保持ということはできないのではなからうかと思えます。これは心構えの問題が1つあります。

それから、おっしゃるように、観光ということについては、いろいろ観光の誘致ということについては、私はいろいろあると思えます。普通、観光といいますと、すぐ、もう第3次産業式の企業的な設備、そういうものを作って、温泉があるとか、あるいは旅館がどんどんできてくるとか、まあ娯楽的なレジャー施設、そういうものがとかく観光というふうにいままでは考えられております。しかし、一般の青少年のための健全なレクリエーションとか、あるいは市民のための健全なレクリエーションの場所をつくる、これも観光と思えます。それから、国定公園等を設置いたしまして、そこで自然を育成しながら、その中に、人間生活が自然の中に調和してゆくというような、そういう施設、これも観光でございます。あるいはまた、いま農林省がやっております自然休養村の指定地区、これらは過疎地帯、あるいは山村振興につながるために、そういう地域を指定をいたします。たとえば、そこに山菜をつくるとか、あるいはシイタケをつくるとか、あるいはこん虫を見るとか、鳥の鳴き声を聞くとか、そういうまあ、いろんな……純朴なそういう自然の中に、都会の人たちも来る。あるいは市民も来る。その場合に、都会の人たちには民宿、農家に民宿をする、あるいは、おみやげに農山村でつくられたものを買って求めていってもらおうとか、いろいろそういうことで政府も計画をいたしておりますので、当地域もこうした面の制度を取り入れたいということでございます。

それから、道路が1本つくと、とかく、それが自然を破壊することになりやすい、こういうこと。これはごもつともな心配でございます。いま、土地は、やはり民有地でございます。これを民有地のままにしておきますならば、そこにいろんな施設をおつくりになられても、これは私権を制限するということはできません。市といえども、これらを規制をするという方法になりますと、それを全部市有地にするか、あるいはまた、そこに法律による規制の手が届くようにしてゆかなければなりません。これは、たとえば青海川に行って、「この土地は自然がいいから、お前さん、施設をつくったりしてはいけません」などということは言えません。そういう

ことで、その辺、自然を守りながら、しかも、自然への招待ということになりますと、まず、その土地の規制をどうやってゆくべきかということが一番根本の問題になろうかと思えます。そういう中で、いま申請を……これはまあ佐渡弥彦国定公園ということで、42平方キロ、これを3月までに大体調査が終わりまして、これは県が申請をしてくれるわけですが、県の管理になるわけですが、そういうものが公園としての指定許可が出ますならば、第1種特別地域とか、あるいは第2種、第3種、あるいは普通地域とかいう、そういう種別に分かれまして、それは第1種特別地域というがごときは全くの風致地区でございまして、そこは木を1本切るにも許可がいます。そういう、やはり、国定公園の中での規制というものをどういうふうにやってゆくか、この辺、あれは国立公園協会のほうにレイアウトの調査を委託しているわけですが、そういう関連の調査費を本年度当初予算にもさらに50万計上をいたしておるのは、そういうことですが、

そして、たとえば風致地区あたり、林道の周辺、たとえばの話でございまして、両側50メートルずつ、風致地区にアレされれば、そこには施設をつくることができません。木を1本切るにも許可がある。やはり、そういう基本的な規制というものをやってまいりませんと、いま与口議員が心配されるようなことになるわけがあります。ですから、概念といたしまして、この前、つい3～4日前、2日でございましたか、NHKのテレビで、林道をつくと自然を破壊してしまうのではないかというような、そういうご心配の向きもあったようでございます。そのときにも私はちょっと説明しておったのでございますが、いまの林道は、あくまでも林道を主にするものでございます。そして、それはやはり国定公園の中に一応編入というような形になろうかと思えます。そこにいろいろ登山道路をつくったりいたしません。そういう計画をやりながら、風致を維持しながら、しかも、そこに人間が誘引をされてゆく、緑を楽しんでゆく、あるいは小鳥の声を楽しんでゆく、そういうことになりましたら、非常にいい地域になるのではないかと。

そして、42平方キロのさらに、ふもとのほうには……その42平方キロの一部は、先ほど申し上げました自然休養村の区域にはありますが、さらに自然休養村はずっと市野新田まで伸ばしていきたい、こういう考え方でございます。まあ、そういうこと。それから、さらに、ふもとのほうに国民休養地をつくりたい。これが5万坪ばかり買収をしたいということで、いま青海川、笠島の皆さんと用地の問題でいろいろ交渉をしているということになっております。こういう所はやはり健康なレジャー施設を入れたい。詳しくは割愛をいたしますが、たとえば子供の遊園地とか、キャンプ場とか、あるいは国民宿舎とか、そういうものを比較的ふもとのほう、青海川の国道からちょっと離れた所には、そういうものを入れたいということでございます。

それから、さらに国道沿いには、これは新しいレジャー産業をどんどん配置してもらってよろしいと思えます。たとえば、鯨波にはいまビーチ・センターができております。米山大橋の所にはレスト・ハウスができております。さらに先に行けば、聖ヶ鼻には柴田観光の施設ができる。これなども、いろいろ公園式のものとか、プールとか、そういうものを主体にした施設を中心にしてゆくということになります。

す。やはり、それぞれの地域に合うものを入れてゆくというのが一番よろしいわけでございます。

ただ、しかし、くどいようですけれども、市といえども私権をかってに制約することはできない。だから、そういうものを作ってゆくためには、まず、その規制なり、それを公有地にするということが前提の手段にならなければならない。そういうことですから、水源はきれいにしておきたい。しかも、それは自然休養村の中に取り入れながら、自然環境を保持しながら、山村振興にも役立たせたいというのが、256ヘクタールという用地買収の1つの考え方にもつながる。こういうことでございます。

それから、もう1つ、姿勢の問題ですネ。これは基調においては旧来と変わりありません。やはり柏崎の進展は2次産業をけん引車とすべきである。この基調には変わりありません。ただ私どもは、現在、再生産につながるとか、あるいは人間生活というものの基調をもっとひとつ充実をさせてゆきたい。ここらあたりで、この46年度予算につきましては、いまの生活環境整備というところに大いなる重点を掲げたわけでありまして、そういうことが両々相まって、重点をどこに置くかということで、それで生活環境整備、産業振興の基盤、この2つの調和をはかるところに政策の原点を置きます。こういうことを施政方針演説で申し上げましたのは、そういう意味でございます。

◎副議長（竹内吉三郎君）

教育長。

〔教育長小林多吉君登壇〕

◎教育長（小林多吉君）

お答え申し上げます。

清水谷分校につきましては、この前にも申し上げましたように、委員会としましては、夏季は本校に通学をしていただき、冬季は冬季分校で学習願うという方向を、今後も区民の協力をいただきまして進めたい、こう考えておるわけですが、そのような方向にお願いするに、一番、いま委員会として気を使っておりますのは、何と申しましても、幼い子供たちでございますので、第1には、通学上において子供の健康がそこなわれるようなことがないだろうか、それから、安全さというものが十分に確保できるだろうかという、この問題を1つ考えておるのでございます。その次には、教育効果がいままでの分校組織よりもずっと向上するのか、しないのか、この問題もいま考えておるわけですが、この2つの柱を考えまして、できるだけ努力を注ぎまして、清水谷の学区の方々及び児童が喜んで本校に通っていただけるようにつとめなければならない、こういう考えを持っておるわけでありまして。そのような考えから申しますと、ただいまの与口議員からのお話、4項目ございましたが、非常にこれは、いま申し上げた考え方からいきますと、大切な問題ばかりでございます。1つ1つお答えを申し上げたいと思います。

冬季分校の教員の配置について心配がないか、こういうお話でございます。冬季

分校にいたしますと、本年度は17名と申し上げましたが、新年度は6年生までで児童数が20名になります。この20名の子供を冬季分校に収容する、こういうことを考えておるわけでありましたが、冬季分校は、ご承知のように、12月1日から始まりまして3月31日まで、この4ヵ月が普通でございます。本市においてもこの期間を冬季分校として行なっておるわけでありまして、このときに一番問題は、冬季分校に行ってもらおう先生の質がはたして期待できるのか、こういうお話でございます。もちろん、野田小学校におきましては6学級編成でございますから、清水谷の生徒が20名加わっても、やはり6学級編成でございます。教員配当は、校長、教頭を入れまして8名でございます。したがって、学級担任は6名でございます。夏季はこの6名の教師が学級を担当しまして、11月までゆくわけでありまして、12月から3月までは、その学級担任を離れまして、清水谷において冬季分校を開設する。その人数が20名、こういうことになります。で、冬季分校の教師は、この前もちょっと申し上げましたように、確かに、質を運ぶにいろいろ苦労いたします。私どもは、新年度、教員採用……県が行なっております教員採用試験を受験して、熱心に、いま、小学校教師になろうという該当者の中から選定しまして、できるだけよい教育をしてもらうようにいたしたい。春からそういうように心がけて物色をしていきたい、こう思っておるわけでありまして。

それから、へき地教員の定員増はどうか、こういうことでございますが、これはちょっと、県の基準からいきますと、単なるへき地分校だからということで特別の定員増加の内規はございません。ありますのは、1つの小学校に2校ないし3校の分校がある場合に、その学校に対して1名の定員増を認める、こういう内規はございますが、各冬季分校ごとに定員を1名くっつけてやるとかどうとかというような内規はございませんので、そのようにご理解をいただきたい。

それから、3番目に、登校、下校のときに低学年が何時間も待つのではないかと、このご心配は、部落の方々からも何回も質問がございました。これは私どもは、米山小学校の大平分校におきましても、そのような形をとってきておるのであります。登校のときには20名ぐらいが、いっしょに、同一のスクールバスで始業時間までに本校に運搬する。それから午後は、低学年は4月、5月ごろは確か半日で帰る時間になります。給食もおそらく最初はないはずでありますので、低学年の子供たちは学校が終了し次第1度スクールバスで家に帰ります。そして、また戻ってきて、高学年が大体3時40分ごろ授業が終わりますので、4時ごろまでに家庭に送り届ける。こういうように2回運転をやろう、こう思っておるわけでありまして。ですから、そう子供たちに1時間、2時間というような長時間の待ち時間というものとは与えないで、運転をしていきたい、こう思っております。

それから4番目に、夏と冬で先生が交代する。これは教育上どういう影響があるのか、複式以上の問題が生ずるのではないかと、こういうご配慮でございます。これは冬季分校で1年間複式教育を行なっておる、その数が、子供たちの数からいきますと、1～2年合わせましても本年は5名ないし6名でございます。5名ないし6名で1クラスを編成してやるということになりますと、教科書上の学習は、これは本校と何ら違いがございません。しかし、たとえば体育運動とか、あるいは音楽の

合奏とか、あるいは何か社会性を養成するための討論会とか、こういういろいろの学習になりますと、複式で1年が2名、2年が3名の5名の集まりでは、とうてい、そういう集団的な社会性を養成するという指導は非常に困難なのでございます。本校にはいっていきますと、約30名によって1学級が編成されます。そういう学級になりますと、ドッジボールをするにしましても、15人対15人と、これは集団的な活動ができます。あるいは音楽におきましても、笛を鳴らす子供、タイコを打つ子供など、いろいろ分かれて合奏等ができるのでございます。

そういうような教育効果を期待いたしまして、1学期、2学期間はそういうよい環境で、大ぜいの子供たちで、1人の先生によって教育を受ける。これは非常に分校の教育に比べますと、大きな効果が目に見えるのでございます。そういう効果をあげつつ、冬季は残念ながら雪が深いのでございまして、やはり子供の危険ということ、健康ということを考えますと、残念でございますけれども、冬季だけは冬季分校を開設しまして、子供の健康や安全を第1に考えて教育をする。で、その場合に、なるべく学力そのほかに差がつかないように、質のよい先生を選択をして、子供たちの期待に沿うように努力をしたい、こう考えておるのでございます。できるだけ、その方向でつとめたい、こう思っております。

以上、答弁申し上げます。

◎副議長（竹内吉三郎君）

2番。

〔2番与口登美夫君登壇〕

◎2番（与口登美夫君）

市長にお聞きします。

現在、厚生課でやっておるわけなんですけれども、いろいろ現場の方から、こういう公害のようなむずかしい問題は、いまの形では、とてもじゃないがこたえ切れないで、ほとんど、ただ聞いているだけですと、はっきり申し上げれば、こういう訴えがあるわけです。何とかして他の課と同様なものくらいに昇格をして、担当権限がある課長なり、内容がわかるという形で、それに専念して勉強するようにしてもらわないと、われわれはどうにもならないという形で、強くそういう独立新設を要望しているんですよ、係が。そういうものを、市長が実態を何も知らないで、これをまあ衛生課のほうにやって……衛生課長はなかなか馬力がありますから、いくらでも兼ねられるといえ、それまでだかもわかりませんが、その辺を、議員の声を十分聞いていないのではないかと思うのです。私のほうには、ぜひそういう発言をしてくれという話があるわけです。

それから、原発の関係で、まあ私も産業界にいる1人として、いままでの公害に対する企業側の責任というのは、やはり問題があったわけですよ、いろいろ。しかし、問題を指摘されるという規制もなければ、また、そういう指導もないという中で、非常に暗中模索の状態だったということも言えると思うのです。もちろん、企業側がずるい点もありますけれども。しかし、そういうものを一般の人たちがやは

り感じているだけに、いまの原発の問題も、やはり、そういう企業と同じ姿勢なのではないかという心配があるわけです。

そういうものに対して、あなた方が、しかも市の三役がですよ、どんなものをつくるのかということすらも知らんというあたりは、いたずらに、やはり不安をかき立てるのではないか、こういうものはやはり前向きの姿勢で、企業というものは発表すべきでないか、あるいは、あなた方も問いただすべきでなかったかということをお願いわけです。その辺、どうも、先ほどの市長のお答えの中で、まだ、しっくりいかない点があるんです。

それから、観光の誘致策についてですが、まあ市長が言われる休養村であるとか、あるいは鳥の声を聞くような山林であるとかいうようなものも、けっこうだと思うのです。そういう形で開発されてゆくなれば、けっこうなんですけれども、やはり市長も言われるように、そう思っているんだけど、何しろ市有地のものだから、民間がどんどんかってに進出してくれば、どうしようもない、押えることができない、ということと言われるわけです。そうすると、やはり指摘したとおりの問題が出てくる。そういうところに行ってしまうわけです。やはり行政の責任者として、民有地というものはそういう実態にあるのかもしらんけれども、市長としては、そういうものは好まない、来てもらいたくないんだという姿勢を常に出しておかないと……強く、そういうものを出しておけば、民間企業もやはり、はいりづらいわけですよ。そういうことを要請したいわけですよ。

また、国道沿いあたりについては、かなり、民間のそういったレジャー施設がはいつてきてもいいというようなお話があったようなんですけれども、国道の付近であっても、非常に景勝地が多いわけですよ。そういう点で、ちょっと問題があるというふうに考えます。もう1度、その辺、お聞きしたいと思います。

あと、教育関係については、よろしいです。

◎副議長（竹内吉三郎君）

市長。

〔市長小林治助君登壇〕

◎市長（小林治助君）

与口議員さんにお答え申し上げます。

いまの観光誘致に対する姿勢の問題、これはよくわかります。しかし、やはり、その土地の地域性ですネ、そういうものは生かしていったほうが私はいいと思うのです。これはもちろん国道沿いでも風景のいい所がございます。そういう所につきまして、何も風景を害したり、風俗的な面でそこに合わないものを誘致しようというのではなくて、おっしゃるように、そういうものは好ましくない。これはいいと思います。また、そうすべきであろうと思います。ただ、ここでちょっと申し上げておきたいのは、国定公園が42平方キロだ。それに、さらに自然休養村というのは約30……失礼しました。40平方キロ。かぶせる位置はダブりますがネ。それから、そのほかに、その中に、またダブりますけれども、谷根の上水道、これ

が250ヘクタールですが、実面積は750町歩に及ぶ。こうなりますと、大体、あの地域で55ないし60平方キロぐらいのものが規制できるのではないだろうか。これはまあ、市有地になった所と、それから、いまの国定公園に指定する規制によって、55平方キロというのは、ご承知のとおり、柏崎全市入れましても290平方キロ。約2割近い風致地区をそこにつくろうというんですから、これは、そこが規制ができるといたしますれば、自然への招待というキャッチ・フレーズは、まことにふさわしいキャッチ・フレーズであろう。そうやって規制をしておいて、その中で、いまのような理想的なものを考えてゆく、こういうことです。

ただ、しかし、国道の所まで実は規制するという考え方はないんです。ただ海岸線については、これも沖合い1キロ、それから、鯨波からずっと米山町まで12キロあります。12平方キロ。これはやはり国定公園の中に入れていただくという、そういう申請になります。しかし、これは普通地域になりますから、ここらあたりは、施設は届け出制でよいということになります。そういうことで、お話のご趣旨は十分よくわかりますので、その辺に沿いながら、りっぱなひとつ開発をやっていきたい、このように申し上げておきたいと思えます。

あとの問題については、助役から答弁させます。

◎副議長（竹内吉三郎君）

助役。

〔助役今井哲夫君登壇〕

◎助役（今井哲夫君）

公害課ですネ、公害課は設けない。衛生課の中に公害係を置く。こういうことでご答弁申し上げます。……（2番与口登美夫君「とても、これでは対処できない。われわれも困りますと言ってるんです、現場の人が。そういう声を聞いているのかどうか。」と呼ぶ）……いま、おっしゃっているのは、厚生課の矢島君が皆さんのところにチョイチョイお伺いして、そして、いろいろ調査に皆さんから応じてもらっている、その場面をおっしゃっているものでなかろうかと思えます。矢島君は、ほんとうに難儀だろーと思えます。あっちにのこぎりの音が強いといえは出かけ、こっちのほうにくさいにおいがするといえは飛び歩く。矢島君もいま十分な健康でない。なかなか大変。……（2番与口登美夫君「あえて矢島さんというわけではありません。現場の人がそう言っているというんです。」と呼ぶ）……いま現場の係が飛び歩いているというのは、公害の関係で飛び歩いているのは、矢島君がその担当でございます。それで申し上げるのです。矢島君もなかなか大変でしょう。彼も、工業学校出で、その関係が若干あるというだけで、ほんとうの専門家ではありません。なかなか大変でしょう。それで、今度は衛生課に持ってまいりますと、衛生課にはいろいろそのほうの関係の知識を持っている人間が何人かおります。たとえば、いま清掃センターの場長をやっております塩浦場長のごとく。こういう能力を使ったり、それからまた専任の新人をこれに配するとか、それからさらに兼任の嘱託も利用するとか、これらをもって、かなりの陣容を整備しようと考えており

ます。なお、これは2人、3人の担当の職員がおったから、それだけで手が届くというものではないので、公害対策協議会、この委員を増強するとか、それから、市で持っております公害幹事会、その部局にさらに外部の知識経験者の参加を求めて、その人たちの知識、労力も借りよう、こういうようなことで整備をはかっていたい、このように考えておるわけです。これらは人間を3人置いた、5人置いたというだけで済む話ではない、こういうように考えるわけでございます。それらの体制をひとつ整備をしてゆく、このように考えております。

それから、原子力発電所。これは設計とおっしゃいますと、設計は47年にかかることになろうかと思えます。45年、46年はいま調査期間、そして47年は道路の取り込み、接続道路だとか、それからブルドーザー等による地ならしだとか、そういうような外構工事が始まる。炉体の建設が始まるのは48年になります。したがって、45年、46年に調査を埋めてまいって、それらに基づいて46年の末から47年にかけて設計がなされ、そして、国にその設計許可のための申請がなされる、このようになるわけです。その調査が終わりました段階から、私たちがいろいろとこれに食い下がって、いままで市民が心配されているような問題、そういうものをその設計の中にたたき込みながら、監視、督励をしてまいりたい、このように考えております。そういう意味の設計は現在できておらない、こういうのでございます。

ただ、原子力発電所が軽水炉の炉型というあたりは、これはもう、いろいろなパンフレットにも構造が書いてあります。これらは、いままででも、何回でも、どこへでも出しておるわけです。そういうことをおっしゃっておるのではないと思うので申し上げておるわけですが、そういう意味の構造なら、これはもうご承知のとおり。ただ、取水口をどうするとか、排水口をどこに出すとか、それから、建設位置はまん中になるのか、ちょっとはずれた所になるのか、向こうはしになるのか、こっちになるのか、そこらは、現在やっております調査完了の後にとということになるので、その辺、お含みいただきとうございます。

◎副議長（竹内吉三郎君）

2番さん、よろしいですか。

◎2番（与口登美夫君）

よろしいです。